

ICRP2007 年勧告の国内制度取り入れ（法制化）に反対しよう

ヒバク反対キャンペーン

2018年3月16日

詳しくはホームページ < <http://www.geocities.jp/hibakuhantai/index.htm> > をご覧ください

政府は、原発重大事故による被ばくを住民や原発被ばく労働者に容認させる ICRP2007 年勧告の国内制度取り入れ（法制化）を着々と進めています。

ICRP の「放射線防護」の本質は、コストベネフィット論を基礎とし、原子力発電などの諸活動を正当化し、被ばくを強要する側が、それを強制される側に被ばくがやむを得ないもので、受忍すべきものと思わせるための社会的な基準です。

ICRP2007 年勧告は、チェルノブイリ原発重大事故のあともなお原発を推進するために、国際的原発推進機関の ICRP が作成したものです。

ICRP2007 年勧告では、「通常被ばく（計画ひばく）」に加えて、原発重大事故発生時の「緊急時被ばく」、その後の「現存被ばく」が導入されました。

「正当化の原則」、「最適化の原則」によって、住民や労働者に容認させる原発重大事故による被ばく線量（参考レベル）が具体化されます。

「正当化の原則」は、「放射線被ばくの状況を変化させるようなあらゆる決定は、害よりもより多くの益を生じるべきである。」とされています。しかし、「放射線被ばくの状況を変化させる決定」以前に、そもそも原発重大事故による被ばくは正当化されません。

「最適化の原則」は、「被ばくする可能性、被ば

くする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。」とされています。経済的及び社会的な要因によって住民や労働者が被ばくを強要され、人権がじゅうりんされる事態が起こることは、福島原発事故が示しています。

ICRP2007 年勧告の国内制度取り入れ（法制化）は、原発重大事故の危険（リスク）を前提とする原発再稼働の一環です。

また、福島原発重大事故に際してすでに政府が原発被ばく労働者、住民に対してなしくずし、超法規的に行った被ばくの強要を国内法整備で正当化し、被ばく強要政策と被害者切り捨て政策を継続するものです。

ICRP2007 年勧告の法制化を絶対に許すことはできません。以下に記載する問題点を、公開質問状等で、政府に突き付け追及する取り組みを準備しています。実際に福島原発事故で被害を被った方々の経験や怒りを踏まえ、ICRP2007 年勧告の批判を広め、原発再稼働反対と結んで ICRP2007 年勧告の法制化に反対し、法制化を中止させましょう。

目次

1. ICRP2007 年勧告の国内制度取り入れは重大事故のリスクを前提とする原発維持政策の一環
2. 「緊急時被ばく」、「現存被ばく」を導入し、重大事故の被ばくを強要する ICRP2007 年勧告
3. 福島原発事故による途方もない高線量被ばくの強要
 - (1) 労働者の被ばく
 - (2) 住民の被ばく
4. 福島原発事故後、部分的に法制化
5. 国内法取入れに向けた具体的検討が進められている
 - (1) 法制化を一元的に進めるための放射線審議会の機能強化
 - (2) 放射線審議会における国内法取入れに向けた審議

1. ICRP2007 年勧告の国内制度取り入れは 重大事故のリスクを前提とする原発維持政策の一環

政府はチェルノブイリ原発重大事故によってもなお原発推進政策をとり続け、ついに福島原発重大事故を招きました。しかしいまだにその責任を認めていません。

事故を起こした福島第一原発では、汚染水処理、使用済み核燃料プールからの使用済み核燃料取り出し、燃料デブリの取り出し、廃炉の課題が山積したままです。国の責任による事故被害者の救済はほとんど行われず、政府は被災地住民に対して「100ミリシーベルト以下の放射線被ばくが健康に影響を及ぼす明確な証拠はない」として健康被害を切り捨て、被害者を放置しています。

その一方で、政府は福島原発重大事故後もなお

各地の原発を再稼働させようとしています。原子力規制委員会の田中委員長が「絶対安全とは言わない」と明言したように、原発再稼働は重大事故発生の危険（リスク）を前提とするものです。

政府は、原発再稼働の一環として原発重大事故による被ばくを住民や労働者に強要する国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007 年勧告の国内法全面取り入れ（法制化）を進めています。

国内法全面取り入れはまた、福島原発重大事故に際してすでに政府が原発被ばく労働者、住民に対してなしくずし、超法規的に行った被ばくの強要を国内法整備で正当化し、被ばく強要政策と被害者切り捨て政策を継続するものです。

2. 「緊急時被ばく」、「現存被ばく」を導入し、 重大事故の被ばくを強要する ICRP2007 年勧告

ICRP の「放射線防護」の本質は、コストベネフィット論を基礎とし、原子力発電などの諸活動を正当化し、被ばくを強要する側が、それを強制される側に被ばくがやむを得ないもので、受忍すべきものと思わせるための社会的な基準です。

チェルノブイリ原発重大事故のあともなお原発を推進するために、国際的原発推進機関の ICRP によって、原発重大事故による被ばくを住民や労働者に容認させる ICRP2007 年勧告が作られました。

ICRP2007 年勧告では、「通常被ばく（計画ひばく）」に加えて、原発重大事故発生時の「緊急時被ばく」、その後の「現存被ばく」が導入されました。そして、「正当化の原則」、「最適化の原則」によって、住民や労働者に容認させる原発重大事故による被ばく線量（参考レベル）が具体化されます。

「正当化の原則」は、勧告の本文 203 項で、「放射線被ばくの状況を変化させるようなあらゆる決定は、害よりもより多くの益を生じるべきである。」とされています。しかし、「放射線被ばくの状況を

変化させる決定」以前に、そもそも原発重大事故による被ばくは正当化されません。

「最適化の原則」は、勧告の本文 203 項で、「被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。」とされています。経済的及び社会的な要因によって住民や労働者が被ばくを強要され、人権がじゅうりんされる事態が起こることは、福島原発事故が示しています。

その他に、2007 年勧告では、「大集団に対する微量の被ばくがもたらす集団実効線量に基づくがん死亡数を計算するのは合理的ではなく、避けるべきである。(161 項)」とされ、国連科学委員会 (UNSCEAR) は「福島原発事故報告書」で集団線量を評価しながらそれに基づく人的被害の具体的評価を行っていません。日本政府は集団線量そのものを評価せず、被害を切り捨てています。

日本では、放射線審議会の基本部会で、

ICRP2007年勧告の国内制度取り入れ（法制化）のための検討が進められ、2010年1月に「中間報告」としてまとめられました。その内容は、①2007年勧告の内容の確認、②1990年勧告及び2007年勧告の内容の比較、③2007年勧告及び関連する国内

法令等の規制内容との比較、④国内制度等への取入れに関連して検討すべき事項及び課題です。2011年1月の「第二次中間報告」では、中間報告の④で抽出された15項目のうち8項目について国内法取入れの「提言」が示されています。

3. 福島原発事故による途方もない高線量被ばくの強要

福島原発事故発生当時の日本国内の放射線防護の法体系はICRP1990年勧告をベースとしたものでした。

政府は、福島原発事故による放射線被ばくに対して、なし崩し・超法規的にICRP2007年勧告を

適用し、住民や労働者に被ばくを強要しました。事故前の住民や労働者の被ばく基準が無視され、労働者や住民は高線量被ばくを強要され、人権が蹂躪されました。

（1）労働者の被ばく

福島原発事故発生直後の3月14日に、労働者の緊急時作業被ばく限度が100mSvから250mSvに引き上げられました。250mSvは広島原爆の爆心から1.7km地点での遮蔽なし被爆の放射線量に相当します。福島原発の緊急時作業で174名の労働者が100mSvを超える被ばくを被りました。国会事故調査委員会の報告では、「官邸において、緊急作業時の線量限度を100mSvから250mSvに引き上げることが決められた。」とされています。

放射線審議会は2011年3月26日の声明で「当審議会の判断にあたっては、上記第二次中間報告の提言を踏まえ、国際的に容認された推奨値との整合が図られていることをもって妥当であるとの答申を行ったものである。」と述べています。厚生労働省は4月13日の労働政策審議会安全衛生分科会で、「1つには、ICRP（国際放射線防護委員会）という、放射線に関する国際的な権威ある委員会の1990年の勧告において、今回の福島原発のような『重大事故時においては、事故の制御あるいは即

時かつ緊急な救済作業における被ばくについては、約500ミリシーベルトを超えないようにすべき』という国際的な基準の考え方が示されておりました。それに加えて、被ばく限度引上げに当たっては、当然、健康障害等を引き起こすことがあってはならないわけです。その点について確認を取ったところ、右のほうにありますとおり、放射線被ばく線量が250ミリシーベルト以下においては、急性期の臨床症状が出るという明らかな知見は認められませんでした。」と説明しています。しかし100mSv以上で精子数減少などの急性症障害が生じることは後に9団体の政府交渉で厚生労働省も認めています。

3月下旬から4月にかけて原子力産業、経産省、原子力安全・保安院が緊急時作業の被ばく限度の250mSvから500mSvへの再引き上げを画策しましたが、厚生労働省などの反対で実施されませんでした。

（2）住民の被ばく

ICRPは3月21日に日本に向けた声明を発し、福島原発事故の放射線被ばく状況として、ICRP2007年勧告の緊急時被ばく状況、現存被ばく

状況の考えを取り入れ、それぞれ20～100mSv、1～20mSvから参考レベルを設定すること、緊急時作業の被ばく限度を500mSvとすること、を呼び

掛けました。以後、政府は ICRP 声明に沿って避難基準、避難指示解除の年 20mSv 基準などを設定しました。

4月11日、20km 圏外に計画的避難区域が設定されました。また、6月から11月にかけて伊達市、南相馬市、川内村の計 282 世帯の居住地が特定避難勧奨区域に指定されました。これらは住民の避難基準を事故から1年間の推定被ばく線量が 20mSv 以上とするものです。公衆の被ばく線量限度年間 1mSv の 20 倍も被ばくする状況にならなければ汚染地域の住民は放置されたのです。

4月19日に政府の原子力災害対策本部が原子力安全委員会の助言を得てまとめた「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」は、毎時 3.8 μ Sv の空間線量率を校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とするというものでした。これは、年間 20mSv の被ばくに相当します。年間 20mSv の被ばくは原発労働者でもめったに被ばくしないという極めて高い線量であり、暫定基準に対する批判と撤回要求が福島をはじめ全国から起こりました。文科省は8月に、毎時 3.8 μ Sv の暫定基準を撤回し、今後は年間 1mSv

を目指すとしました。

放射能汚染地域は福島県にとどまらず周辺県にも広がり、「放射線管理区域」レベルの汚染地に約 400 万人（2011年8月末）もの人々が放射能と向き合いながらの生活を強いられました。政府は放射性物質汚染対処特措法によって年 1mSv の追加被ばくをもたらす地域（12月28日指定 102 市町村。後に 2 町追加）を除染対象としましたが、福島県の避難指示区域以外は住民の避難は行いませんでした。

12月26日に原子力災害対策本部は避難指示解除の要件について、線量基準として、「空間線量率で推定された年間積算線量が 20mSv 以下になることが確実であること」としました。現存被ばく状況の参考レベル 1~20mSv の上限、公衆の被ばく線量限度年間 1mSv の 20 倍もの被ばく線量が基準に採用されたのです。「長期的には年 1mSv を目指す」として、公衆の被ばく線量限度年間 1mSv は事実上棚上げされ、放射線の危険が高い妊婦や乳児をはじめ住民は世代を超えて被ばくせざるを得ません。

4. 福島原発事故後、部分的に法制化

東海村 JCO 臨界事故後に制定された原子力災害対策特別措置法は福島原発事故を受けて 2012 年に大幅改訂され、新たに「原子力災害特別対策指針」が策定されました。「指針」には ICRP2007 年勧告の考え方と勧告内容を踏まえた国際原子力機関 (IAEA) の国際安全基準が取り入れられています。また、2013 年に策定された原子力規制委員会の原発再稼働審査の「新規基準」にも反映されています。例えば重大事故時に中央制御室で運転員の被ばくが 7 日間で 100mSv を超えないこととされています。

2014 年 7 月、川内原発再稼働審査と並行して、緊急時作業の被ばく限度引き上げ法制化が田中原子力規制委員長から提案されました。9 団体を含む 22 団体は署名運動と政府交渉を軸とする全国的な反対運動を呼びかけ、全国から労働者を中心とする 18 万 2500 余名の署名を集約し、闘いました。しかし政府は法改定を強行し、労働者の「緊急時作業被ばく限度の 250mSv への引き上げ」、「緊急時被ばくと通常被ばくの生涯線量 1000mSv による被ばく線量管理」が 2016 年 4 月に施行されてしまいました。

5. 国内法取入れに向けた具体的検討が進められている

(1) 法制化を一元的に進めるための放射線審議会の機能強化

放射線審議会は1999年の中央省庁再編の際に、法施行型審議会と位置付けられ、その機能が「諮問に対する審議答申を行う」ことに限定されました。2012年9月に原子力安全規制に係る行政を一元的に担う新たな組織として原子力規制委員会が発足し、文科省の下に置かれていた放射線審議会は原子力規制委員会の下に移されました。

今回のICRP2007年勧告導入は、関連国内法が約10あり(参考資料-1)、2011年の第2次中間報告・提言後もその多くは具体的な検討がされていないとして、省庁任せではなく、放射線審議会の

事務局を原子力規制委員会・原子力規制庁が担い、その下で放射線審議会が一元化のための提言を行い、国内法取入れを一元的に進める方向で進められています。

そのために、政府は昨年4月、「放射線障害防止技術的基準法」を改定して、放射線審議会が自ら調査審議を行うとともに、必要に応じて関係行政機関の長に意見を述べるができる機能を追加しました。また、昨年6月には放射線審議会の委員が8名からICRP主委員会の甲斐倫明委員を含む13名に増加されました。

(2) 放射線審議会における国内法取入れに向けた審議

放射線審議会では昨年7月以降、ICRP2007年勧告の国内制度取り入れ(法制化)の検討が(i)2007年勧告の基本的考え方の整理、(ii)第2次中間報告後のフォローアップ、(iii)福島事故後の対応の検証の3つの方向で進められています。

(i)、(ii)に関しては、これまでに、①行政機関との共通理解を形成するための「放射線審議会の基本的な考え方」^{注1)}の作成、②ICRP2007年勧告国内取入れの第2次中間報告の項目ごとの現状

整理、③項目ごとの今後の放射線審議会の対応方針の確認が行われています。

今後、放射線審議会から関連省庁に向けて「放射線審議会の基本的な考え方」の説明が行われ、省庁で法案作成に向けた検討が進められます。

(iii)福島事故後の対応の検証については、2018年3月2日の放射線審議会で、今後、①食品の基準、②空間線量率と被ばく線量の関係、の2つについて検証することが確認されています。

注1)「放射線障害防止に係る技術基準の立案の際に当該行政機関が留意することを求める主な事項について放射線審議会の基本的な考え方」